平成２３年（フ）第４１号
京都市上京区千本通笹屋町上る笹屋町３丁目641番地　西陣セントラルハイツ608号
債務者　山田　優貴
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７８号
京都市下京区屋形町23番地１　朝日プラザ鴨川509号室
債務者　折田　　康
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
京都市南区吉祥院石原町61番地11
債務者　井上　　真
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
京都市山科区御陵四丁野町32番地２　みささぎプチハイツ103号
債務者　山添　文夫
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
京都府向日市森本町薮路52番地の46
債務者　中川　真美
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
京都市左京区鹿ケ谷上宮ノ前町20番地
債務者　奥野　秀子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３３号
神戸市中央区下山手通７丁目15番５―1003号
債務者　鬼頭　章夫
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８号
神戸市中央区中山手通４丁目22番２―701号、従前の住所兵庫県西宮市浜甲子園２丁目５番３号
債務者　川﨑　秀一
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６５号
神戸市中央区二宮町４丁目23番18号ときわ布引ハイツ402、従前の住所東京都新宿区高田馬場４丁目40番21号
債務者　齋藤　弘美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８５号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地10棟504号、住民票上の住所兵庫県三田市学園３丁目２番地Ｇ棟611号
債務者　矢野　義博
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８６号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地10棟504号、住民票上の住所兵庫県三田市学園３丁目２番地Ｇ棟611号
債務者　矢野千鶴子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９４号
神戸市長田区二葉町８丁目２番10号
債務者　藤原　　竜
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１９号
神戸市兵庫区島上町２丁目２番21―501号
債務者　谷江二三夫
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２４号
神戸市垂水区上高丸１丁目６番３―203号、従前の住所神戸市垂水区向陽３丁目５番10―505号
債務者　倉田　晴海
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２７号
神戸市垂水区星陵台４丁目３番10―201号
債務者　大隅　重美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３３号
神戸市長田区西山町３丁目４番15号　西山ヴィレッジ401号、従前の住所神戸市長田区宮川町９丁目２番１号
債務者　藤本　武弘
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３４号
神戸市長田区西山町３丁目４番15号　西山ヴィレッジ401号、従前の住所神戸市長田区宮川町９丁目２番１号
債務者　藤本喜代子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部